上三川町第４期
食育推進計画

令和８（2026）年度～令和12（2030）年度

か 家族や仲間と
み みんなで
の 農作物に
か 感謝して
わ 笑って食べよう

みんなで食事を共にする共食は、
食や会話を楽しみながら、
食事マナーを身につけるなど
心と体の健やかな成長につながります。
また、感謝の気持ちを忘れずに、
食品ロスを減らしていきましょう！

令和８（2026）年３月

上三川町

はじめに

「食育」とは、様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは、単に生命を維持するだけでなく、おいしく味わい、誰かと楽しく食べることで心を豊かにし、心身ともに成長させてくれます。

しかしながら、令和６年度に実施した町民意識調査においては、「食育に関心がある」方の割合が約７割と前回調査から横ばいの結果となりました。また、特に若い世代で、過度な肥満・痩身傾向や、朝食を欠食する方の割合の増加等も見られており、適切な食習慣を送ることができていない状況がうかがえます。

本町では、町民一人ひとりが心身ともに健全な食生活を送ることができるよう、平成 20 年に第１期の「上三川町食育推進基本計画」を策定し、以降、第２期計画、第３期計画と、関係機関のご支援をいただきながら様々な食育推進事業に取り組んでまいりました。

生活様式等の変化による食に関する価値観やライフスタイルの多様化、物価高騰の影響等による食に関する消費行動の変化など、食を取り巻く環境が変わっていく中で、この度、本町における現状と課題を踏まえた「第４期食育推進計画」を策定いたしました。

本計画では、農林水産省が作成した「食育ピクトグラム」を組み込むことで食育の取組みを分かりやすく伝えるとともに、目指す食育のテーマとその実現に向けた取組みをライフステージごとに５段階に分けて掲げており、第１期計画からの基本方針である「食育と地産地消の実践で『元気』『生命』『豊かな心』をはぐくむ」を継承しながら、今後５年間の食育推進の指針及び課題の解決に向けた施策を展開してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました上三川町健康づくり推進協議会委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和８年３月

上三川町長　星野光利

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
第１節　計画策定の趣旨と背景 1
第２節　計画の位置づけ 3
第３節　計画の推進体制 3
第４節　計画の評価方法 4
第５節　計画の期間 4

第２章　上三川町における現状と課題 5
第１節　上三川町の状況 5
第２節　健康の状況 8
第３節　町民意識調査からみる食に関わる状況 12
第４節　ヒアリング調査からみる食育の状況 23
第５節　第３期計画の評価 31
第６節　食育推進における課題 37

第３章　基本方針と基本目標 38
第１節　基本方針 38
第２節　基本目標 39
第３節　施策の体系 40

第４章　計画の内容 41
基本目標１　「食育の環（わ）」の拡大 41
基本目標２　適切な食習慣の構築 43
基本目標３　食を大切にする心の育成 46
基本目標４　安全・安心な食の確保 48

第５章　ライフステージに応じた推進体制 50
乳幼児期（０歳～５歳） 50
学童期・思春期（６歳～17 歳） 51
青年期（18 歳～39 歳） 51
壮年期（40 歳～64 歳） 52
高齢期（65 歳以上） 52

資料編 53

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨と背景

１．計画策定の趣旨

「食」は、私たちの生活の基本となるものであり、健康で心豊かな暮らしを実現するうえで、あらゆる分野と関わりを持つ重要な役割を担っています。また、健全な食生活の実践は健やかな身体づくりに、食を通したコミュニケーションは豊かな心をはぐくむことにもつながります。

近年、ライフスタイルや食に関する価値観の多様化に伴い、食生活も幅広く豊かになっています。その一方で、食習慣の乱れや栄養の偏り、生活習慣病の有病者や予備群の増加、家庭や地域における「共食」や郷土食の継承機会の減少、過度な肥満や痩身状況等、食を取り巻く様々な課題もみられます。

食を支える農業においては、農業従事者の減少や、食料自給率の低下等がみられています。また、異常気象による農作物の収穫量の減少等も問題となっており、身近な地域で生産された農作物が私たちの食卓まで届かなくなることも懸念されます。

こうした状況に対し、上三川町では平成 31（2019）年３月に「上三川町第３期食育推進計画」（以下「第３期計画」という。）を策定し、「食育の環（わ）の拡大」「適切な食習慣の構築」「食を大切にする心の育成」「食の安全・安心の確保」、以上の４つの基本目標を掲げ、食育の推進に向けて様々な取組を推進してきました。

このたび、第３期計画の計画期間が終了することから、町民一人ひとりが心身ともに健全な食生活を送ることができるよう、これまでの各分野における取組と、豊かな農産物や伝統的な食文化等を活かし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、「上三川町第４期食育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

食育とは・・・

食育とは、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

その中には、規則正しい食生活やバランスのとれた食事等の実践、食を通じたコミュニケーションやマナー等の食に関する基礎の習得、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化等への理解促進が含まれます。

２．国・県の主な動向

国では、改めて食についてのあり方を方向づけ、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむことを目的として、平成 17（2005）年７月に「食育基本法」が施行されました。また、令和８（2026）年度からを計画期間とする「第５次食育推進基本計画」を策定中であり、「学校等での食や農に関する学びの充実」「健全な食生活の実践に向けた『大人の食育』の推進」「国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大」といった重点事項が示されています。

また県では、令和８（2026）年度からを計画期間とする「第５期栃木県食育推進計画『とちぎ食育元気プラン』(2026-2030)」が策定中となっており、地域農産物による豊かな食育環境づくりを目指しています。

背景

◆生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
◆持続可能な食を支える食育の推進
◆「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進　　他

国の動向

◆平成 17（2005）年７月　「食育基本法」施行
◆令和８（2026）年３月　「第５次食育推進基本計画」策定

～計画の重点事項～
１．学校等での食や農に関する学びの充実
２．健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
３．国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

県の動向

◆令和８（2026）年３月
「第５期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン」(2026-2030)」策定

～基本理念～
県民一人ひとりが、楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

～コンセプト～
こどもから大人まで 食の未来を育む食育の推進

～基本目標～
（１）食と農への理解を通じて豊かな心、人間性を育みます
（２）食を通して県民一人ひとりの健康を目指します
（３）食の安全と信頼性の確保や県民と協働した食育活動を推進します

町の動向

◆令和８（2026）年３月　「上三川町第４期食育推進計画」策定

第２節　計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」の目的・理念を踏まえ、同法第 18 条第１項及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第 41 条に基づく町食育推進計画として策定します。

国・県計画との整合性を図るとともに、上位計画となる「上三川町総合計画」をはじめ、町の各種関連計画との整合・調和を図ります。

第３節　計画の推進体制

食育の推進にあたっては、家庭や地域、保育園、幼稚園、小中学校、食育に関わる各種団体、行政等の各部局が連携を深め、協働により、食育活動が活性化されるよう取り組みます。

また、行政においては、健康づくり、教育、産業振興に関する部署を中心に食育の施策を推進します。

本計画は、健康づくり推進協議会において審議を行うほか、食育推進計画策定部会と連携し、これらの推進体制を総合調整します。

第４節　計画の評価方法

本計画の評価は、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという PDCA サイクルの一連の流れを活用し、課題や取組の改善点を明らかにし、今後の策定の充実に活かします。

具体的には、関係各課において本計画に定める施策・事業の進捗管理を毎年度行い、その結果を上三川町健康づくり推進協議会に報告し、その評価と必要な見直しに向けた改善策を検討しながら進行管理を行います。

また、本計画の最終年度には、目標の指標の達成状況を把握し、その成果を評価します。

第５節　計画の期間

本計画の計画期間は令和８（2026）年度を初年度とし、令和 12（2030）年度までの５年間とします。また、社会情勢の変化や食をめぐる状況の変化等が生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

※１：国・県の計画が延長したことに伴い、「上三川町第３期食育推進計画」では計画を２年間延長し、令和元（2019）年度～令和７（2025）年度が計画期間となりました。
また、「上三川町第２期健康増進計画」も同様に計画を２年間延長し、令和元（2019）年度～令和 12（2030）年度が計画期間となりました。

第２章　上三川町における現状と課題

第１節　上三川町の状況

１．人口及び世帯数

人口は、令和元（2019）年～令和６（2024）年にかけて緩やかな減少傾向となっており、令和６（2024）年 10 月１日現在で 30,313 人となっています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、世帯当たり人員は減少傾向となっています。

年齢三区分別人口割合は、年少人口割合と生産年齢人口割合が減少傾向にある一方で、高齢者人口割合（高齢化率）は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

◆人口と世帯の推移（上三川町）

資料：栃木県毎月人口調査（各年 10 月１日現在）

◆年齢三区分別人口割合の推移（上三川町）※

※：回答結果の割合「%」は、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。
そのため、合計値が 100.0%にならない場合があります。

資料：栃木県毎月人口調査（各年 10 月１日現在）

２．就業の状況

（１）産業別就業者の推移

産業別就業者割合は、第１次産業と第２次産業で減少傾向となっています。一方で、第３次産業は増加傾向がみられ、令和２（2020）年現在は 56.6%と、全体の半数を超える割合を占めています。

◆産業別就業者割合の推移（上三川町）

資料：国勢調査

第１次産業：農業・林業・漁業
第２次産業：製造業・建設業・鉱業
第３次産業：第１次産業と第２次産業にも分類されない卸売・小売業、サービス業等

（２）女性の就業率の推移

女性（15～64 歳）の就業率は、平成 12（2000）年～平成 27（2015）年にかけて増加傾向となっていますが、令和２（2020）年では平成 27（2015）年の 64.9%から 1.1 ポイント減少し、63.8%となっています。

◆女性（15～64 歳）の就業率の推移（上三川町）

資料：国勢調査

３．生産の状況

（１）農家数の推移

農家数は、平成 12（2000）年～令和２（2020）年にかけて減少傾向となっており、20 年間で 646 戸の減少となっています。主業・準主業・副業的農家で減少がみられる一方で、自給的農家は増加傾向となっています。

◆農家数の推移（上三川町）

資料：農林業センサス

主業　：農業所得が農家全体の所得の 50%以上を占め、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家
準主業：農業所得が農家全体の所得の 50%未満で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家
副業的：1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家
自給的：経営耕作面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家

（２）経営耕地面積の状況

耕作面積は、平成 12（2000）年～令和２（2020）年にかけて減少傾向となっており、令和２（2020）年現在では 1,796ha となっています。樹園地は概ね横ばいとなっていますが、田及び畑では減少がみられます。

◆経営耕地面積の推移（上三川町）

資料：農林業センサス

第２節　健康の状況

１．死因別死亡の状況

主要死因別死亡者数は、悪性新生物が各年 60～80 人台と最も多くなっています。

令和５（2023）年における死亡要因の割合※1は、三大死因※2（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）が町では 48.6%を占めており、県の 46.8%と比べてやや多くなっています。

◆主要死因別死亡者数の推移（上三川町）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
悪性新生物	85	70	73	71	66	77
心疾患	48	52	34	47	62	47
脳血管疾患	25	38	23	28	26	28
肺炎	14	14	14	7	10	9
老衰	17	14	12	25	26	35
自殺	2	7	1	8	8	6
不慮の事故	10	11	6	10	6	14

資料：栃木県保健統計年報

◆死亡要因の割合（令和５年）

※１：小数点第２位を四捨五入して算出しているため、各区分の合計が 100.0%にならない場合があります。

※２：三大死因については、実数を総数で割り算しているため、各疾病の合計と合わない場合があります。

資料：令和５年版　栃木県保健統計年報

２．特定健康診査の受診状況

特定健康診査の受診率は、平成 30(2018)年度～令和２(2020)年度にかけて減少、令和２(2020)年度～令和３（2021）年度にかけて増加し、以降は横ばいとなっていますが、令和２（2020）年度の減少は新型コロナウイルス感染症の流行による影響も考えられます。また、性・年代別にみると、60～64 歳を除くすべての年代において、女性が男性を上回っています。

性・年代別メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況は、いずれの年代においても男性が女性を大きく上回っています。

◆特定健康診査受診率の推移（上三川町）

資料：特定健診・特定保健指導法定報告値

◆性・年齢別特定健康診査受診率（上三川町）（令和４年度）

資料：特定健診・特定保健指導法定報告値

◆性・年代別メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況（上三川町）（令和５年度）

資料：法定報告「特定健診・特定保健指導実施結果総括表（上三川町）」

３．体格の状況

（１）小中学生の肥満・痩身の状況

小中学生の肥満傾向について、性別で比較すると、男子の 11 歳では肥満割合が 19.0%となっており、同い年の女子と比べて 6.5 ポイント多くなっています。一方で、女子の 13 歳では肥満割合が 13.1%となっており、同い年の男子と比べて 5.8 ポイント多くなっています。

また、痩身傾向について、女子は 11 歳～14 歳にかけて年齢が上がるにつれて増加傾向となっています。

◆小中学生の肥満傾向（令和６年度）

資料：上三川町　児童・生徒の健康診断のまとめ

◆小中学生の痩身傾向（令和６年度）

資料：上三川町　児童・生徒の健康診断のまとめ

（２）成人の肥満・痩身の状況

成人の肥満・痩身の状況は、特に男性 30 歳代の肥満割合及び、女性 19・20 歳代のやせの割合が多くなっています。また、女性 70 歳以上のやせの割合が、男性 70 歳以上に比べて多くなっています。

◆成人の肥満・痩身傾向（BMI）

資料：町民意識調査（令和６年度　一般町民調査）

◆参考（栃木県）

資料：令和４年度県民健康・栄養調査

第３節　町民意識調査からみる食に関わる状況

１．町民意識調査概要

「上三川町第２期健康増進計画」の中間評価、「上三川町第３期食育推進計画」の最終評価を行うとともに、本計画及び「上三川町第２期健康増進計画改訂版」の策定に向けた基礎資料とするため、町民の健康意識や行動、食育への意識、今後の健康づくり活動への意見を把握する次のような町民意識調査（アンケート）を実施しました。

○調査の概要・回収結果

調査名	配布数（件）	回収数（件）	回収率（%）	対象・抽出方法	調査方法	調査期間
一般町民調査	1,500	618	41.2	19歳以上の町民のうち各性年代から無作為抽出	郵送配布・回収及びインターネットで回答	令和６年10月23日～11月30日
小中学生及び高校生相当調査						
小学生	536	536	100.0	町内全７小学校の５年生及び６年生全数	学校で配布・インターネットで回答	令和６年９月17日～10月31日
中学生	400	400	100.0	町内全３中学校の各学年から２クラスを学校ごとに選定し、選定したクラスの全数		
高校生相当	400	154	38.5	16～18歳の町民から無作為抽出	郵送配布・回収及びインターネットで回答	令和６年10月23日～11月30日
乳幼児保護者調査						
４か月児	193	193	100.0	乳幼児健康診査対象児の保護者（令和５年４月～令和６年３月実施分）	令和５年度乳幼児健康診査問診票の集計による	令和5年4月～令和6年3月の乳幼児健康診査問診票より
10か月児	192	192	100.0			
１歳６か月児	222	222	100.0			
３歳児	223	223	100.0			

○図表に関する注意事項

・回答結果の割合「%」は有効回収サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の読み取り文、グラフ、表においても反映しています。
・複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
・図表中の「n（number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
・本報告書において、クロス集計分析結果表の分析軸に「不明・無回答」がある場合（例として、年齢が無回答だった場合）及び、性別を「回答しない」と選択している場合は表示していないため、分析軸の回答者数の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

２．町民意識調査結果

（１）朝食の欠食について

本町では、若い世代で欠食※1している割合が多く、特に男性の 19・20 歳代は３割台となっています。また、小中学生及び 16～18 歳では、年代が上がるにつれて欠食している割合が増加しています。

◆朝食を欠食している若い世代（上三川町）

※１：「週に１～２回食べる」「ほとんど食べない」の合計

◆参考（栃木県）※2

※２：「週４～５日食べない」「ほとんど食べない」の合計

資料：令和４年度県民健康・栄養調査

朝食を食べない理由について、一般町民と小中学生及び 16～18 歳で同様に「時間がないから」が最も多くなっていますが、一般町民では、性年代によって「食べたくないから（食欲がない）」や「食べる習慣がないから」が最も多くなっている状況もみられます。

◆朝食を食べない理由（一般町民）

単位(%)	食べたくないから（食欲がない）	時間がないから	食べる習慣がないから
男性19・20歳代（n=12）	8.3	50.0	33.3
男性30歳代（n=12）	0.0	33.3	25.0
男性40歳代（n=8）	25.0	50.0	12.5
男性50歳代（n=12）	16.7	25.0	58.3
男性60歳代（n=11）	36.4	9.1	18.2
男性70歳以上（n=4）	50.0	0.0	25.0

単位(%)	食べたくないから（食欲がない）	時間がないから	食べる習慣がないから
女性19・20歳代（n=16）	18.8	62.5	0.0
女性30歳代（n=17）	0.0	58.8	5.9
女性40歳代（n=10）	50.0	30.0	10.0
女性50歳代（n=18）	33.3	50.0	5.6
女性60歳代（n=4）	50.0	25.0	0.0
女性70歳以上（n=6）	50.0	0.0	33.3

◆朝食を食べない理由（小中学生及び高校生相当）

単位(%)	食べたくないから	時間がないから	朝ごはんが用意されていないから	いつも食べないから
小学生（n=77）	24.7	44.2	6.5	0.0
中学生（n=54）	16.7	57.4	3.7	1.9
16～18歳（n=33）	9.1	48.5	3.0	15.2

（２）小中学生及び高校生相当の孤食について

孤食については、年代が上がるにつれて朝食・夕食どちらも「ひとりで食べる」割合が増加しています。特に 16～18 歳は、小中学生と比べて 9.0 ポイント以上多くなっています。

◆朝食・夕食どちらも「ひとりで食べる」小中学生及び高校生相当の割合

（３）適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活の実践について

普段の食生活については、特に男性 19・20 歳代、30 歳代及び、女性 19・20 歳代の若い世代で、「まったく気をつけて実践していない」割合が、他の性年代と比べて多くなっています。

◆「まったく気をつけて実践していない」割合

（４）主食・主菜・副菜を組み合わせて食べることが１日に２回以上ある日数

主食・主菜・副菜を３つそろえて食べることが「ほぼ毎日」及び「週に４～５日」の割合は、町・県ともに、年代が上がるにつれて増加傾向にあります。

また、町と県を比較すると、多くの年代で概ね同様の結果となっていますが、町の 19・20 歳代では 50.0%を下回っています。

主食とは・・・

ごはん・パン・麺等のことを指します。

主菜とは・・・

肉・魚・卵・大豆製品等を使ったメイン料理のことを指します。

副菜とは・・・

野菜・きのこ・いも・海藻等を使った小鉢・小皿の料理のことを指します。

（５）野菜の摂取について

野菜の摂取については、男性 60 歳代以下と女性 30 歳代以下で「野菜料理を１日３皿以上」食べている割合が２割未満と、少なくなっています。

◆１日に野菜料理を何皿※1程度食べているか

※１：１皿で野菜 70 グラム程度を想定。

たくさん野菜を食べましょう！

１日に必要な野菜 350 グラムをとるには、

野菜 70 グラムを使った料理を５皿食べましょう

野菜 70 グラムの料理一例

具だくさん味噌汁

ほうれん草おひたし

野菜炒め

カボチャの煮物

生野菜サラダ

（６）農業体験について

これまでの農業体験について、『体験したことがある※1』割合は 75.8%となっています。

また、今後の意向について、『継続・体験意向※2』が 46.3%である一方、「体験してみたいとは思わない」は 22.0%となっています。

◆農業に関する体験をしたことがあるか

全体（n=492）　（%）

- 子どもの頃に体験したことがある
- 大人になってから体験したことがある
- 子どもの頃も、大人になってからも体験したことがある
- 体験したことがない
- 不明・無回答

※１：「子どもの頃に体験したことがある」「大人になってから体験したことがある」「子どもの頃も、大人になってからも体験したことがある」の合計。

◆今後体験してみたいと思うか

全体（n=492）　（%）

- 継続してやっていきたい
- 機会があれば体験してみたい
- 体験してみたいとは思わない
- わからない
- 不明・無回答

※２：「継続してやっていきたい」「機会があれば体験してみたい」の合計。

（7）地産地消・国消国産について

地産地消について、『言葉も意味も知っている※1』割合は 80.6%となっていますが、「実践している」は 40.1%となっています。また、地産地消については「知らなかった」が 9.2%となっている一方、国消国産については「言葉も意味も知らない」が 38.0%となっており、地産地消と比べて国消国産が認知されていない状況がうかがえます。

◆地産地消について

◆国消国産について

※1：「言葉も意味も知っており、実践している」「言葉も意味も知っていたが、実践はしていない」の合計。

地産地消とは・・・

「地場生産一地場消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費することです。

国消国産とは・・・

「国」民が必要とし、「消」費する食料は、できるだけその「国」で生「産」する、という考え方です。

（８）食育への認知度・関心度について

食育について「言葉も意味も知っている」割合は、女性が 63.4%と、男性の 38.1%と比べて 25.3 ポイント多くなっています。

また、食育について『関心がある』※1割合は、女性が 79.7%と、男性の 58.0%と比べて 21.7 ポイント多くなっており、認知度・関心度ともに女性が男性を上回っています。

◆食育の認知度

◆食育への関心度

※１：「関心がある」「どちらかというと関心がある」の合計。

（９）料理・味・作法等の継承について

料理・味・作法等を「受け継いでいない」割合が 45.1%と、全体の約半数という結果となっています。性別で比較すると、男性の「受け継いでいない」割合が 54.5%と、女性の 37.7%と比べて 16.8 ポイント多くなっています。

また、料理・味・作法等を「伝えている」割合は全体で 64.5%となっています。

◆料理・味・作法等を受け継いでいるか

◆料理・味・作法等を地域や次世代に伝えているか

（10）食品ロスについて

食品ロスに『関心がある』※1割合について、女性ではいずれの年代においても８割以上となっていますが、男性では年代によって差があり、30 歳代では 60.8%と最も少なくなっています。

◆食品ロスへの関心

※１：「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計。

食品ロスとは・・・

食べ残しや期限切れで、食べられるのに捨てられてしまう食品を指します。食品ロスを削減して、食品廃棄物の発生を減らしていくことが重要です。

第４節　ヒアリング調査からみる食育の状況

町民意識調査や統計資料の分析に加え、現場の生の声を計画に反映させることを目的に、食育に関する各種団体や施設を対象としたヒアリング調査を実施しました。

１．食育に関する各種団体

（１）食に関する取組・課題・今後の方向性

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
食生活改善推進協議会	・元気アップ栄養教室 ・フレイル予防教室 ・親子の食育教室 ・小学校に出向き、食育の実施	・新規参加者を増やすのが難しい ・若い世代の参加者が少ない	・より広い普及に向け、地域に出向く回数を増やしたい
郷土食を考える集い実行委員会	・かみのかわを食らう（郷土食等の料理教室） ・もりもり食べようかみのかわ（食育講座）	・農産物加工生産組合「ゆうがお」、農産物直売所「おかあさんの店」と連携 ・指導者の高齢化	・今後も継続して活動する
宇都宮農業協同組合上三川営農経済センター	・アグリスクール（干し芋作り体験）	・参加者には、農業と食への理解や興味を深めてもらっている	・今後も継続して活動する
商工会	・かみのかわ黒チャーハン（ご当地グルメ）の開発、普及	・B 級グルメ研究会と連携 ・加盟店が少ない	―
JA みどり会	・料理教室（コロナ禍以降未実施）	・JA 全農や JA うつのみやと連携 ・会員の高齢化や人数の減少で実施が難しくなっている	・新規会員の加入を図りたい
４H クラブ協議会	・中学校にて地産地消に関する講話の実施 ・かみマル収穫祭にて地元の農産物の販売や PR	・町や給食センターと連携 ・農業を知るきっかけづくりとして講話を行っているが、違う方法でもできることはないか考えている ・人手が足りない	・講話を行う学校を増やしたい ・農業の現場を見せるなどし、地産地消の重要性を伝えていきたい
栃木県女性農業士会	・小学校にて紙芝居の読み聞かせ	・女性農業士の人数が少なく、活動が限定的	・新しい紙芝居を製作予定
青果物専門部会連絡協議会	・安全安心な青果物の生産	・農業振興事務所、全農とちぎと連携 ・農協へ毎月、使用農薬を提示 ・行政や農協指導のもと、研修会を実施	・今後も継続して活動する

（２）上三川町において食育を推進するために必要だと思うこと

団体名	内容
食生活改善推進協議会	・こどもは高カロリー食や濃い味つけのものを好む傾向にあり、健康のためにもこどもの頃からの食育が重要だと思う
JA みどり会	・農作物の生育の過程を学び、収穫した物を食するという体験をすることで、食への考え方が変わるのではないかと思う
４H クラブ協議会	・食育関係団体等が一堂に会するイベントがあれば良いと思う
栃木県女性農業士会	・食育や地産地消を進めるために、農業への理解を促進させる必要があり、農業体験等も必要かと思う

２．保育園・幼稚園、小学校・中学校、給食センター

（１）こどもたちや保護者への情報提供について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
保育園 幼稚園	・給食、おやつの献立表を保護者に配付 ・給食だより、食育だよりの発行 ・食育活動の様子をたよりやホームページで周知 ・調理前の食材に触れる機会を設ける	・園の人気メニューのレシピを情報提供している ・食育に関する情報提供はしているものの、食事に時間をかけることが難しい家庭が多く見受けられる	・行事食や旬の食材に対して、家庭でも意識や関心を向けてもらえるようにしたい ・朝食の大切さも伝えていきたい
小学校 中学校	・食に関する読み聞かせ ・給食の時間に食育に関する放送 ・食育コーナーの設置 ・食育活動の様子をたよりやホームページで周知 ・食に関するアンケートの結果周知 ・適切な食生活の周知に向けた授業の実施	・１年に１回栄養教諭による授業を受けており、児童も楽しそうに授業に参加している ・興味深く放送を聞いたり、掲示物を見たりしている児童がいる ・食育に関して、興味を持つだけでなく、実践につなげていけると良いと思う ・保護者への情報提供は給食だよりが主となっている	・今後も継続して情報を伝えていく ・他により良い方法があれば取り入れていく
給食 センター	・給食だより、食育だよりの発行 ・食育フェスタにおける展示	・保護者に献立表とともに給食だよりを毎月発行、食育だよりを年２回発行し食育の推進を図っている ・食育フェスタを通して日頃の取組を町民に伝えている	・保護者への食育の啓発、食育の取組の紹介を継続する

（２）こどもたちの食状況の把握について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
保育園 幼稚園	・クラスごとに園児の食状況を記録し、それを基に月１回栄養士と保育士で給食会議を実施 ・嗜好調査、残食調査の実施 ・アンケートの実施 ・保護者と話すことで食事の状況、家庭での悩み等を把握 ・保護者との連絡ノートによる把握	・保育士と栄養士が情報共有することで、メニューの幅が広がったり、残量の把握がしやすい ・こどもの年齢によって、食状況を把握するための取組に差がある ・朝食をとらずに登園してくるこどもがいるため、食事の大切さを保護者に知ってほしい	・アンケートの調査内容を検討する ・好き嫌いについて保護者と連携を図り、無理のないよう克服を目指す ・こどもの年齢によらず、積極的に食状況を把握していく
小学校 中学校	・家庭科や保健体育の授業内での聞き取り ・給食の様子の観察	・朝食を食べていても、量が少ない場合がある ・家庭によって食事のとり方等の違いがある ・給食では主食（ごはん）と牛乳の残量が多い ・給食を残す生徒は、家庭でもあまり食べていない傾向にあるため、呼びかけは実施しているが、改善は難しい ・食べたことがない物に対して苦手意識を持つ傾向がある	・たより等で全校生徒や保護者に朝食をしっかり食べることの大切さを啓発していく ・主に給食時に、各クラスでの食育指導を継続する ・家庭との連携を密にしていく ・特性や食物アレルギー等、個々の事情を考慮しながら、給食を残さず食べられるような手立てと、苦手な食材も少しで良いので食べられるような声かけをしていく
給食 センター	・食生活アンケートの実施 ・給食残量調査の実施 ・給食時間の巡回の実施 ・献立検討委員会を月１回実施	・残量調査を実施し、喫食状況を把握している ・食生活アンケートから家庭での食状況に差があることが分かるが、こどもたちへの指導では限界がある	・給食時間における指導及び食に関する指導の実施を継続する ・アンケート等の結果を分析し、指導を継続する

（３）食べ物を大切にする心やマナーの育成について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
保育園 幼稚園	・挨拶や箸の使い方等、年齢に合わせた指導を実施 ・食育活動（野菜作り、収穫体験､手作りクッキング体験等） ・調理員との交流 ・感謝祭という行事を通して、食べ物の大切さについて考える ・七夕会を実施し、露店形式で食べ物を提供	・家庭の食事マナーが変化しつつあるため、家庭との連携が必要となっている ・年齢に合わせた食事の環境や雰囲気をつくり、保育士も一緒に食事をすることでマナー等を伝えている ・月に１回、調理員が保育室にて直に配膳を行う機会を設けており、日頃触れ合うことのない調理員との交流により、食事への感謝等を学ぶ機会としている ・イベント形式の取組では、非日常の体験となり、園児は喜んで参加している	・大人が見本となり、取り組んでいきたい ・園と家庭が連携し、こどもに伝えていきたい ・パネルを用いるなど、伝え方にも工夫していきたい
小学校 中学校	・栄養教諭による指導 ・学級活動等の授業による啓発 ・給食時の声かけ ・給食委員会による啓発	・各学年の発達段階に合わせた指導を実施 ・給食の残量がやや多い ・箸の持ち方、姿勢等が適切ではないこども多い ・食品ロス等の問題を理解することはできているが、実践に移せていない ・給食時間に指導を行う場合もあるが、喫食時間との兼ね合いで細かい指導までには至らない	・生産者との交流や農業体験の実施等は現状難しいため、授業や学級活動等を通したマナー指導を継続していく
給食 センター	・給食時間における食に関する指導 ・教科等における食に関する指導	・給食残量率は学校やクラス間の差が大きい ・マナーの重要性やマナーを知っていても実践できていない児童・生徒も多い	･継続して指導を実施していく

（4）食に関する体験活動について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
保育園 幼稚園	・果物狩り ・調理体験 ・食育出前講座を依頼、実施 ・農業体験 ・皮むき体験	・野菜を作ったり、調理に加わったりすることで、作る楽しさ、食べる楽しさを実感できている ・野菜を植える→収穫するの間の「育てる」部分を園児に行わせるのが難しい ・鮎のつかみ取りを体験し、調理して食べることで生命の大切さを学んでいる ・家庭で経験ができないことに対して園児は興味を持て取り組んでいる ・園児の年齢も考慮すると、活動が画一的になりがち	・新たなクッキング等を考えていきたい
小学校 中学校	・農業体験、農家の見学 ・農作物の栽培 ・調理実習 ・釜と薪でのごはん炊き	・自分で育てた農作物を、嬉しそうに収穫したり家庭で食べたりしている ・栽培に携わることや現場を見ることにより、食材に関心を持つことができている ・地域、保護者、ボランティアの協力を得ながら、貴重な体験ができている	・農業体験等はとても良い体験となっているが、自費で準備いただいているため、補助等があると良い ・地産地消について学んでいるため、生産者との交流を図ったり、調理実習で地場産物を活用したい
給食 センター	・小学校の社会科見学受け入れ	・普段食べている給食が作られる様子を見学することで、給食への関心が高まる様子がみられる ・場所や時間に限りがあるため、日によって見学内容が異なってしまう	・見学の受け入れを継続していく

（5）教育ファームの導入と継続について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
小学校 中学校	・稲作 ・さつまいもや野菜の栽培	・生産者から話を聞き、作業をすることで、生産者へ感謝の気持ちを持つことができている ・食と農の密接なつながりを体感し、食への関心を高めることができた ・収穫するスケジュールやタイミングの調整が難しい	・継続していく

教育ファームとは・・・

生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、同一作物の栽培から食べるまでの工程のうち、２つ以上の作業（体験）を年間２日以上行う、一連の農作業等体験の機会を提供する取組です。

（６）食文化の伝承について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
保育園 幼稚園	・秋に収穫祭を実施 ・行事食の提供 ・みそや梅干し作り等の体験 ・郷土料理「しもつかれ」作り ・異国の料理作り ・親子で餅つき	・収穫祭では、コロナ禍前は家族や地域の方を招待していた ・様々な土地の郷土料理を給食献立に取り入れている ・餅つき等、安全のために実施が難しくなっている場合もある ・行事食は、食前に由来等も伝えるようにしている	・体験が難しい児童の場合は、相談しながらできることをやっていく ・安全、事故防止の部分に配慮しながら、活動を続けていく
小学校 中学校	・茶道教室 ・授業で食文化や特産品について学習	・地域の食材について、調査、発表等を授業の一環として実施 ・家庭で伝統的な料理や作法に触れなくなってきている	・給食に伝統的な料理が出たときは、親しみが持てるように話題にする ・地域の方に郷土料理を教えていただく機会を設けたい
給食 センター	・給食での郷土料理、行事食の提供 ・11 月 24 日（和食の日）の実施 ・食育の日（毎月 19 日）の実施 ・給食時間における指導	・郷土料理、行事食や食育の日等では、地場産物をなるべく取り入れているが、給食センターで提供可能な食材や料理には限りがある ・郷土料理や行事食の中には家庭で食べなれていないものもあり、残量が多くなりやすい	・調理方法を工夫して、指導を継続していく

（7）安全な給食の提供について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
給食 センター	・食材の細菌、残留農薬の検査 ・薬剤師会による衛生検査	・年１回の食材細菌検査、残留農薬検査を実施	・今後も継続し、問題等があれば改善を行う

（8）食物アレルギー対応について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
保育園 幼稚園	・食物アレルギー児には除去食や代替食を提供 ・生活管理指導表等の活用、保護者への情報共有 ・食物アレルギー緊急対応の研修を実施	・食物アレルギー専用の皿や机で食事をするなどの対策をしている ・保護者にヒアリングを行い、医療機関と連携し、状況を把握しながら一人ひとりに合わせた対応を実施	・1年に1回生活管理指導表等の提出を徹底し、常に食物アレルギー児の現状把握に努める ・保護者、看護師、給食室、保育士が密に連携していく
小学校 中学校	・食物アレルギーについて、緊急時の対応やエピペンの使い方、ヒヤリハット事例についての研修を実施 ・保護者にアレルギー調査を実施 ・学校生活管理指導表による食物アレルギー児の把握 ・職員会議にて職員の共通理解を図る	・給食で対応ができないものに関しては、その食材を含む献立を完全に食べないか、家庭から代替食を持参している ・緊急時の研修を行っているが、様々なケースが想定される等の課題があった ・食物アレルギーの生徒が多く、対応が難しい場合がある	・学校生活管理指導表を基に、必要な対応がとれるようにしていく ・必要に応じて対応を話し合っていく ・職員の共通理解の徹底 ・保護者との連携の実施
給食 センター	・卵、一部乳製品デザート、飲用牛乳の代替食を提供 ・食物アレルギー対応児童・生徒への詳細な献立表の配付、就学児健康診断での面談実施	・食物アレルギー対応には一定の基準を設ける必要があり、すべての食物アレルギーに対して対応することができない	・町の食物アレルギー対応マニュアルに沿って給食を提供していく

（９）地産地消について

団体名	主な取組	現状と課題	今後の方向性
保育園 幼稚園	・地元の八百屋、肉屋、魚屋から食材を注文 ・地元の食材を園児と確認する	・異常気象や物価高騰により、地元の野菜の提供が難しくなっている ・県内産の食材を多く取り入れることができている	・引き続き、地産地消を取り入れる ・保護者に地場産物を取り入れていることを意識して伝えていく
小学校 中学校	・野菜ソムリエの方による講習 ・農業体験や農家の見学 ・食に関する授業、講話の実施 ・お昼の放送によるお知らせ ・調理実習において地場産物を使用	・地元食材を身近に感じて食べることができている ・町内産の野菜に詳しい方を呼び、授業の一環として話を聞いている ・町や県の地産地消についての資料等があれば、活用したい ・農家に取材に行くなど、交流をできる機会があったが、一部の生徒だけであった	・地場産物の良さを伝えていく ・授業や給食委員会の活動の中で取り組んでいく
給食 センター	・学校給食における地場産物の使用 ・中学校で地域の農業について講話の実施	・町内産の食材を活用した献立を作成、実施しているが、使用できる食材や期間が限られているため、活用率を上げることが難しい ・希望する中学校で講話を実施している	・関係機関と連携を図っていく

（10）本町において食育を推進するために必要だと思うこと

団体名	内容
保育園 幼稚園	・地元の農作物について知らないことがまだまだあると感じる。町の催し物に出向くことが難しいこともあるため、各施設に巡回していただけたら、ありがたいと思う。 ・「食育」に関する啓発運動やポスターの掲示、広報活動を積極的に行い、各施設で保護者への意識を向上させる。 ・情報交換会や出前学習等で町に所属している栄養士の交流講座を持ち回りで実施する。 ・経済的な理由で、食の幅にも差があるように感じる。給食費の補助等の支援対策も食育推進に向けて必要になってくると思う。 ・料理を作ったり食べたり、食の楽しさを感じられるようなイベントを増やしていく。 ・食に関係する団体等が実施できる園児との食育活動があれば教えていただきたい。 ・保護者へ向けた食育推進のアプローチについて、健診等を通して伝えてほしい。
小学校 中学校	・食育指導に関しては、コロナ禍で縮小されてしまった部分が大きいが、現在再開されているものや継続されているものについては、今後も継続していく必要があると思う。 ・主に食事は家庭でとるため、保護者へ届くような啓発活動をもっと行うと良いと思う。 ・地場産の食材をもっと使用していきたい。そのことから、町の豊かな農産物をもっと身近に感じられるようにしたい。生産者からの映像を見たり話を聞いたりしたい。 ・食物アレルギー対応のための専任が必要。 ・「〇〇〇の日」のようなものが必要。 ・町の食文化を推進するための独自の献立を作り、定期的に給食で発信していくことが必要。
給食 センター	・地場産物を使用した給食づくりを進めていくためには、給食センターと物資納入組合の努力だけでは限界があるため、農政課等の関係機関や生産者との連携や情報交換、体制づくりが必要。

第５節　第３期計画の評価

本計画の策定にあたり、各事業の進捗状況の評価を行いました。

また、第３期計画指標目標の達成状況について、以下の基準で評価を行いました。

指標目標評価の基準

◎：目標達成
△：ベースライン値と現状値を比較して改善
▼：ベースライン値と現状値を比較して悪化
＊：有意な変化あり
■：評価困難／現状維持

指標の全体評価

17 項目中、「目標達成（◎)」と「改善（△)」を合わせると 23.5%となっています。また、「悪化（▼)」が 76.5%となっています。

◆全体の達成状況※1

評価記号	評価区分	該当項目	割合
◎	目標達成	2	11.8%
△	改善	2	11.8%
▼	悪化	13	76.5%
合計		17	100.0%※2

※１：「評価困難／現状維持」を除く。
※２：割合は小数点第２位を四捨五入して表記しているため、各評価の合計は 100.0%になりません。

～食育フェスタの様子～

▲箸の正しい使い方
～豆つかみ～

▲食育かるた

▲野菜計量体験

基本目標１　食育の環（わ）の拡大

◆これまでの取組

●食育への関心や活動参加の促進を目的に、広報紙への食育に関する情報の掲載。

●食育フェスタを開催し、食育の普及・啓発や各団体の取組を紹介。

●食育フェスタ実行委員会の場において、団体同士の交流を図るための意見交換を実施。

●食生活改善推進員の養成やスキルアップ研修の実施。

◆指標目標の達成状況

町の食生活改善推進員数は増加していますが、目標値には至っていない状況です。

項目	ベースライン値 平成 29 年度 （2017）	目標値 令和７年度 （2025）	現状値 令和６年度 （2024）	評価	出典 （現状値）
食育に「関心がある※1」町民の割合	71.0%	80%以上	70.7%	▼	町民意識調査 （一般町民調査）
町の食生活改善推進員数	54 人	60 人以上	55 人	△*	健康福祉課

※１：「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の回答者。

上三川町食生活改善推進協議会

上三川町食生活改善推進協議会は、食を通した健康づくり活動を行うボランティア団体です。
食生活改善推進員は「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、「家族」そして「お隣さん、お向かいさんへ」と働きかけ、仲間とのふれあいを通じて、地域の健康づくりの輪を広めています。

▼低栄養予防教室（高齢者）

▼むし歯予防教室（２歳児歯科健診）

▼おやこの食育教室（小学生）

▼減塩推進事業（小学生等）

基本目標２　適切な食習慣の構築

◆これまでの取組

●妊娠届時の面談やプレママ・パパ教室において、妊娠中の食生活指導等を実施。

●乳幼児健康診査や離乳食教室等における、乳幼児の発達段階に応じた食生活指導の実施。

●集団健康診査結果説明会、特定保健指導、各種健康教室等における、バランスの良い食生活についての講話の実施。

●高齢者の低栄養を予防するための教室の開催。

●団体との連携による、調理講習会や食育教室の開催。

●小児生活習慣病予防健診の実施と、健診結果に基づいた児童・生徒・保護者に対する適切な食生活指導の実施。

日本型食生活を実践しましょう！

ごはん等の主食を中心に主菜、副菜、汁物、牛乳・乳製品、果物など、多様な食品を組み合わせることで、栄養バランスのとれた豊かな食生活を実現することができます。

◆指標目標の達成状況

朝食を「欠食する」割合は、小中学生ともに悪化しています。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上「ほぼ毎日」食べている町民の割合は、悪化しています。

項目		ベースライン値 平成 29 年度 （2017）	目標値 令和７年度 （2025）	現状値 令和６年度 （2024）	評価	出典 （現状値）
朝食を「欠食する※1」小中学生の割合	小学生	3.3%	2%以下	4.0%	▼*	全国学力・学習状況調査
	中学生	2.7%	2%以下	5.8%	▼*	
朝食を「欠食する※1」若い世代※2の割合		16.8%	10%以下	23.8%	▼	町民意識調査（一般町民調査）
主食･主菜･副菜を組み合わせた食事を１日２回以上「ほぼ毎日」食べている町民の割合		49.0%	60%以上	39.2%	▼*	
生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する町民の割合		―	75%以上	57.4%	■	
成人男性の肥満者（BMI25.0 以上）の割合		29.9%	20%以下	37.0%	▼	
朝食又は夕食を家族と一緒に食べることを「ほとんど毎日」している町民の割合		63.1%	70%以上	64.1%	△	
朝食・夕食どちらも「ひとりで食べる」小中学生の割合	小学生	2.3%	1%以下	3.4%	▼	町民意識調査（小中学生及び高校生相当調査）
	中学生	5.3%	3%以下	5.5%	▼	

※１：「週に１～２回食べる」「ほとんど食べない」の回答者。
※２：19・20 歳代、30 歳代。

毎日朝ごはんを食べましょう！

私たちの脳は「ブドウ糖」をエネルギー源としています。しかし、寝ている間にも「ブドウ糖」は使われており、足りなくなると頭がボンヤリしてうまく働きません。

そのため、朝ごはんをしっかりと食べて「ブドウ糖」を取り入れることで、朝から仕事や勉強に集中できる身体をつくっていきましょう。

基本目標３　食を大切にする心の育成

◆これまでの取組

●食物や生産者への感謝の気持ちをはぐくむことを目的とした、給食材料ができるまでを紹介するDVDの作成。

●食事マナーや町の特産品・食文化の啓発に向けた、各学校への訪問や、「マナーの日」の周知等の実施。

●食事マナーの指導について各学校の給食主任と共通理解を図ることを目的とした、給食主任会議の実施。

●食物を学ぶ機会の提供を目的とした、「子どもたちのアグリ体験学習活動推進事業」を町内全小学校で実施。

●農業の大切さや食の魅力を知ってもらうことを目的とした、町内小学校の３・４年生の親子を対象とする、生産者との交流の機会の提供。

●郷土食の普及に向けた、郷土食を考える集い実行委員会との連携による食育交流会の開催。

◆指標目標の達成状況

食品ロスに「関心がある」町民の割合は、目標達成となっています。

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている町民の割合は、ベースライン値との比較はできませんが、目標達成となっています。

項目		ベースライン値 平成29年度 （2017）	目標値 令和７年度 （2025）	現状値 令和６年度 （2024）	評価	出典 （現状値）
学校給食で出された食事を「全部食べている」小中学生の割合	小学生	53.6%	60%以上	50.6%	▼	町民意識調査 （小中学生及び高校生相当調査）
	中学生	48.2%	55%以上	46.8%	▼	
食品ロスに「関心がある※1」町民の割合		76.9%	85%以上	86.1%	◎*	町民意識調査 （一般町民調査）
農業に関する「体験をしたことがある※2」町民の割合		76.5%	85%以上	75.8%	▼	
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている町民の割合		―	50%以上	64.5%	◎*	
教育ファームに取り組んでいる小学校数		６校	７校（全校）	６校	■	ヒアリング調査

※１：「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の回答者。
※２：「子どもの頃に体験したことがある」「大人になってから体験したことがある」「子どもの頃も、大人になってからも体験したことがある」の回答者。

基本目標４　食の安全・安心の確保

◆これまでの取組

●食の安全確保に向けた、農産物直売所施設の設置状況調査の実施や農産物モニタリング調査への同行。

●「上三川町学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に沿った対応の実施。

●町民の地産地消に対する理解の向上に向けた、食育交流会の開催支援。

●地産地消や農業の大切さ、食の魅力を感じることのできる機会を提供するための、学校給食における地産地消推進支援事業の実施と町内産農畜産物を使用した食材提供の推進。

●「かみのかわ黒チャーハン」をはじめとする町のご当地グルメについて、観光雑誌への掲載やイベントへの出展。

●地場産物食材を使用した新商品の開発や販売の促進に向けた、農産物加工生産組合「ゆうがお」に対する情報提供等の支援。

●学校給食における地場産物の利用促進に向けた、農政課・JA うつのみや・上三川町学校物資納入組合との連携。

◆指標目標の達成状況

食品を購入する際に、食品表示に「気をつけている」町民の割合は、悪化しています。

項目	ベースライン値 平成 29 年度 （2017）	目標値 令和７年度 （2025）	現状値 令和６年度 （2024）	評価	出典 （現状値）
食品を購入する際に、食品表示に「気をつけている※1」町民の割合	80.4%	90%以上	74.6%	▼*	町民意識調査 （一般町民調査）
地産地消について「言葉も意味も知っており、実践している」町民の割合	42.1%	50%以上	40.1%	▼	
学校給食における地場産物活用割合※2	34.2%	50%以上	87.2%	■	栃木県の学校給食 （栃木県教育委員会）

※１：「気をつけている」「多少は気をつけている」の回答者。
※２：ベースライン値は食品数ベース、現状値は金額ベースで集計。

第６節　食育推進における課題

本町の統計データ、町民意識調査結果、食育関係施設・団体ヒアリング結果、第３期計画の評価等を踏まえ、食育推進における課題をまとめました。

食育の周知・啓発の強化と食育の充実

アンケート調査によると、町民の食育に対する認知度や関心度の高さは、目標値未満で横ばいとなっています。また、過度な肥満・痩身傾向や、朝食を欠食する町民の割合の増加等もみられており、適切な食習慣を送ることができていない状況がうかがえます。さらに、高齢化等により、食育推進を担う人材が減少しており、団体活動やイベント運営等の維持が難しくなっています。

そのため、様々な機会・方法を活用し、広く町民に対し食育の周知・啓発を行うことで、食育に対する認知度・関心度の向上を図り、町内における食育の充実を目指すことが重要です。

地域一体となった食育の推進

こどもの食生活には、各家庭の生活習慣等が大きく影響を及ぼすことから、保育園や幼稚園、学校が主体的に取り組むだけでなく、各家庭との協力・協働を図る必要があります。一方で、各家庭によって生活状況等が異なることから、保育園や学校における効果的な指導が難しい現状がみられています。また、地域において、食育関係団体やこどもの保護者同士の情報交換・交流の機会がさらに必要とされています。

そのため、団体・保育園・幼稚園・学校・家庭等の地域の各主体が食育に取り組むことで、地域一体となった食育の推進を図ることが重要です。

地域の食文化のさらなる継承・活用

地域の郷土料理や行事食等に触れる機会が減少しつつあります。特に小中学校では、郷土料理等が給食として提供された際の残量が多くなる傾向にあることから、こどもが馴染みの薄い食べ物に対して苦手意識を持ちやすい可能性も指摘されています。また、アンケート調査によると、地産地消を実践している町民の割合は４割程度で目標値未満となっているほか、国消国産については町民の６割程度が言葉の意味を知らない状況となっています。

そのため、イベントや体験機会の活用等を通して、町民に対し食文化を継承するとともに、町内における地場産物のさらなる活用を図るなど、地域の食文化の継承・活用を推進することが重要です。

第３章　基本方針と基本目標

第１節　基本方針

すべての町民が、心身ともに健全で暮らすために必要な「食育」と、地場産食材の消費を促進する「地産地消」を推進することにより、生きる力の源である「元気」、健康によって保たれる「生命（いのち）」、食への感謝の心を育成していく「豊かな心」をはぐくむことの実現を目指します。

本計画の実施にあたっては、第３期計画で定めた基本方針を引き継ぐこととします。

食育と地産地消の実践で

「元気」「生命（いのち）」「豊かな心」をはぐくむ

～食育ピクトグラム～

農林水産省は、食育の取組を大人からこどもまで誰にでも分かりやすく発信するため、食育推進に向けて普遍的に取り組むべき 12 の項目として、表現を単純化した絵文字である食育ピクトグラムを作成しました。

本計画においても、以下のピクトグラムを各基本目標に組み込み、施策の展開を図ります。

第２節　基本目標

本計画においては、第３期計画を引き継ぎ、以下の４つを基本目標として、施策の展開を図ります。

基本目標１　「食育の環（わ）」の拡大

町民一人ひとりの食育に対する意識が向上し、主体的に取り組めるよう、食に関する情報提供の充実や、町民や団体同士の交流の機会の提供に努めます。また、地域連携体制の構築を進め、食に関する体験機会を充実させるなど、食育の推進を図ります。

基本目標２　適切な食習慣の構築

１日３食とることや、栄養のバランスを意識して食べるなど、適切な食習慣を身につけられるよう、幅広い世代に向けた周知・啓発に努めます。また、食事を通した健全で豊かな暮らしの実現や満足感の向上に向け、各団体・施設との連携や情報提供の充実を図ります。

基本目標３　食を大切にする心の育成

自然の恵みや食に関わるすべての人への感謝の心をはぐくみ、町民が正しい食事のマナーや礼儀作法を身につけられるよう、周知・啓発に努めます。また、食を大切にする心と地域への愛着心をはぐくむため、各団体・施設や生産者と連携し、特産品や郷土料理等の豊かな食文化の伝承や、農業体験の機会の提供等に努めます。

基本目標４　安全・安心な食の確保

食の安全に関する知識や関心を深め、自らが食を選ぶ力を身につけられるよう、様々な場において、食品表示や食物アレルギーに関する正しい情報の周知に努めます。また、生産者との顔の見える関係づくりや地産地消の推進により、地域の農林水産業の活性化を図ります。さらに、食に対する安心感を向上させるため、食物アレルギーや災害への備えに関する情報の周知を強化します。

第３節　施策の体系

第３期計画の現状と課題を踏まえ、基本目標に対し、課題の解決に向けて具体的な施策を展開していきます。

第４章　計画の内容

基本目標１　「食育の環（わ）」の拡大

【 食育の取組 】
（１）食育に関する取組・体験活動への町民参加の促進
（２）関係機関や関係団体との連携による食育の推進

１．課題・方向性

町民一人ひとりが食への関心を持ち、食育に取り組むことで町内の「食育の環（わ）」の拡大につながります。そのため、様々な機会や方法を活用し、町民へ食育の周知・啓発を行うことにより、町民が食育に関心を持つきっかけづくりをつくることが重要です。一方で、町民意識調査によると、食育に対する認知度や関心度には性差があり、女性と比べて男性が低くなっています。また、地域の食育関係団体との協働も重要ですが、団体メンバーの高齢化等による人員不足や、団体同士の交流機会の不足といった状況もみられています。そのため、今後もイベントの実施や広報紙の配布等、様々な機会・方法を活用して、幅広く町民への食育の周知・啓発に努め、食育の推進を図ります。また、団体活動の維持や活性化に向け、町民に対する団体活動の周知や、団体同士のつながりの確保に努めます。

２．数値目標

項目	現状値 令和６年度 （2024）	目標値 令和 12 年度 （2030）	出典 （現状値）
食育に「関心がある※1」町民の割合	70.7%	80%以上	町民意識調査 （一般町民調査）
農業に関する「体験をしたことがある※2」町民の割合	75.8%	85%以上	
町の食生活改善推進員数	55 人	60 人以上	健康福祉課

※１：「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の回答者。
※２：「子どもの頃に体験したことがある」「大人になってから体験したことがある」「子どもの頃も、大人になってからも体験したことがある」の回答者。

３．具体的な取組

個人・家庭	○食に関するイベントや体験活動に参加します。 ○食に関する情報を家族で共有します。 ○食育活動に関わる団体を知り、取組に関心を持ちます。 ○作物の栽培や収穫等、農業・食料生産に触れる機会を持ちます。 ○地域で声をかけ合い、食に関するイベント等への参加を促します。
保育園・幼稚園 学校 給食センター	○保護者同士が集まる機会を利用して、食に関する情報提供に努めます。 ○食に関する情報や取組内容等について､給食だよりやイベント等を通じて、幅広い世代に向けて発信します。 ○収穫体験や調理体験等、食に触れる機会を増やし、こどもたちの食への関心や食べることへの喜びを深めます。 ○食に関する活動団体との交流機会を充実させ、こどもたちが食に関心を持つきっかけづくりに努めます。 ○誰もが食育に関心を持てるよう、様々なテーマを取り入れながら、教育・指導にあたります。
関係団体	○食に関する体験活動を実施し、町民が食への関心を高める機会の充実に努めます。 ○世代等を問わず、誰もが活動や団体の運営に関わることのできるよう、活動内容の見直しや新たな取組の展開を図ります。 ○団体運営における新規メンバーの募集と、後継者の育成に努めます。 ○他団体のメンバーと交流を持ち、情報の共有・交換をします。

	取組内容	担当課
行政	○町民が食育をより身近に感じられるよう､様々な機会･方法を活用して、気軽にできる食育の取組についての周知に努めます。 ○食育フェスタ実行委員会の場において、関係機関や関係団体同士が情報交換する機会を設け、一貫した方向性で食育を推進します。 ○食生活改善推進員の養成や資質の向上を目的とした講習会の実施と、内容の充実等に努めます。	健康福祉課
	○食育フェスタの実施にあたり､食育フェスタ実行委員会を開催し､関係各課と協議のうえ、内容の充実に努めます。 ○食育フェスタを開催し、参加した町民の食への関心を向上させます。	健康福祉課 農政課 教育総務課
	○食育に関わる団体の取組について､広報紙やかみたんメール､チラシ等を用いて、町民に広く周知し、参加の促進を図ります。	健康福祉課 農政課
	○「子どもたちのアグリ体験学習活動推進事業」を各小学校にて実施し、食物の大切さを学ぶことができるよう、支援を行います。 ○農場見学や体験、地元野菜を使った料理教室等のイベントをはじめとする、生産者と消費者の交流の機会づくりに取り組みます。	農政課

基本目標２　適切な食習慣の構築

【 食育の取組 】
（１）規則正しく栄養バランスのとれた食生活の推進
（２）生活習慣病・低栄養予防の推進
（３）楽しく食卓を囲む機会の拡大

１．課題・方向性

健全な暮らしの実現に向けては、適切な食習慣の構築が重要ですが、近年では偏食、孤食、朝食の欠食等、食を取り巻く課題も増加しており、町内でも同様の傾向がみられます。また、町民意識調査によると、肥満傾向の男性及び、痩身傾向の女性の割合の増加といった状況もみられます。そのため、共食の機会の確保、食前食後の手洗い・うがい・歯みがきの習慣化、栄養バランスへの配慮等、適切な食習慣の構築に向けた取組について周知・啓発を行います。特に、乳幼児や小中学生等については、家庭の生活習慣に影響を受けている場合も多く、適切な食習慣の構築に向けては各家庭との連携が必要不可欠となります。そのため、各家庭における食生活の把握に努めるとともに、保護者へ適切な食生活の実践について呼びかけます。

家族や仲間と食事を楽しむ「共食」を実践しましょう！

みんなで食卓を囲み、食事を共にすることは、心と身体の健やかな成長につながります。共食は、食や会話を楽しみ、大人は子へマナーを伝えるなど、食育のあらゆる面に関係しています。

コミュニケーション・会話を楽しむ。

食の知識や興味を深める。

箸の使い方や上手な食べ方等、自然な形で身近な大人からマナーを学ぶ。

「いただきます」「ごちそうさま」で、食材や人に対する感謝の気持ちを伝える。

２．数値目標

項目		現状値 令和６年度 （2024）	目標値 令和 12 年度 （2030）	出典 （現状値）
朝食を「欠食する※1」小中学生の割合	小学生	4.0%	2%以下	全国学力・学習状況調査
	中学生	5.8%	2%以下	
朝食を「欠食する※2」若い世代※3の割合		23.8%	10%以下	町民意識調査（一般町民調査）
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上「ほぼ毎日」食べている町民の割合		39.2%	60%以上	
生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する町民の割合		57.4%	75%以上	
適正体重を維持している 19～64 歳以下の者の割合（BMI18.5 以上 25 未満）	男性	55.8%	60%以上	
	女性	65.5%	70%以上	
適正体重を維持している 65 歳以上の者の割合（BMI20 以上 25 未満）	男性	58.4%	60%以上	
	女性	47.8%	50%以上	
20～30 歳代の女性のやせ（BMI18.4 以下）の者の割合		15.0%	15%以下	
朝食又は夕食を家族と一緒に食べることを「ほとんど毎日」している町民の割合		64.1%	70%以上	
朝食・夕食どちらも「ひとりで食べる」小中学生の割合	小学生	3.4%	1%以下	町民意識調査（小中学生及び高校生相当調査）
	中学生	5.5%	3%以下	

※１：「週に１～２回食べる」「ほとんど食べない」の回答者。
※２：「週に１～２回食べる」「ほとんど食べない」の回答者。
※３：19・20 歳代、30 歳代。

適正体重を目指しましょう！

適正体重を判定するため、
【体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）】で数値（BMI）を算出します。
適正体重の基準は年齢によって異なり、

・19 歳～64 歳 → 18.5 以上 25 未満
・65 歳以上 → 20 以上 25 未満

となります。

※18 歳以下では、成長・発育を考慮し、
一般的には BMI ではなく肥満度を用いて評価を行います。

３．具体的な取組

個人・家庭	○早寝・早起き・朝ごはんや、よく噛んで食べることを心がけ、規則正しい食習慣を身につけます。 ○手洗い・うがいや、歯みがき等、健康的な食生活を心がけます。 ○健康診査等の受診により、自身の健康状態を把握し、健康管理に努めます。 ○家族団らんの時間を大切にします。 ○家族や友人等と一緒に食事を楽しみます。
保育園・幼稚園 学校 給食センター	○栄養バランスのとれた食事について、こどもたちが自ら考える力をはぐくみます。 ○子どもたちの朝食の摂取状況をはじめとする食習慣を把握し、生活習慣病の予防に努めます。 ○たよりや行事等を活用し、こどもだけでなく、保護者へも適切な食生活の実践について呼びかけます。 ○給食時に異学年交流や祖父母給食を行うなど、食を通した交流を促進します。 ○手洗い・うがい・歯みがき等、健康的な習慣づくりに向けた周知・啓発に努めます。
関係団体	○適切な食生活を送るために必要な情報を提供します。 ○イベント等を通して、健康づくりの取組の周知・啓発や体験機会の提供等に努めます。 ○高齢者同士が食事を共にする（共食・会食）機会を設けます。

	取組内容	担当課
行政	○妊娠届を出した妊婦とその夫を対象としたプレママ・パパ教室等において、規則正しい食習慣についての指導を行うことで、妊娠期から食の大切さについて啓発します。 ○乳幼児健康診査、離乳食教室等において、こどもの発育段階に応じた栄養指導を行い、保護者の理解が深まるよう努めます。	子ども家庭課
	○集団健康診査結果説明会、特定保健指導、各種健康教室等において、食事バランスガイドの周知等を行うことにより、バランスのとれた食事に対する町民の理解が深まるよう努めます。 ○関係団体と連携し、町内の様々な場や機会を活用して、栄養バランスのとれる料理レシピの紹介や調理実習を行います。 ○関係団体と連携し、町民に「共食」を呼びかけます。 ○家族と一緒に食事を楽しむ「家庭の日※1」や、日本型食生活等の普及啓発に努めます。 ○高齢者の低栄養を予防するため、歯科衛生士等による口腔ケア指導、管理栄養士等による栄養講話や調理実習を実施するとともに、内容の充実等に努めます。	健康福祉課
	○各学校と連携し、健診結果等も活用しつつ、児童・生徒・保護者に対する食育の推進に努めます。	教育総務課

※１：「家庭の日」：栃木県では、毎月第３月曜日を「家庭の日」と定めており、家族が一緒に過ごし、家庭の大切さについて考えるきっかけとなる日としています。

基本目標３　食を大切にする心の育成

【 食育の取組 】

（１）食べ物を大切にする心の育成

（２）食事マナーの普及・啓発

（３）食文化の伝承

１．課題・方向性

食を大切にする心をはぐくむためには、地域の食文化の学習、農業体験、生産者との交流等の機会を持つことが重要となります。また、他者への気遣いや、食材・食事の作り手へ感謝の気持ちを表現するうえでは、食事を残さず食べることや食事マナーを守ることも重要です。一方で、町民意識調査によると、料理・味・作法等を受け継いでいる町民は、全体の半数程度にとどまっています。そのため、生産者や地域の食文化等と触れ合う機会をさらに充実させることにより、食を大切にする心の育成や食文化の伝承を図ります。また、食事マナーについて、こどもだけでなく保護者等も巻き込んだ普及・啓発に努めます。

２．数値目標

項目	現状値 令和６年度 （2024）	目標値 令和 12 年度 （2030）	出典 （現状値）
食品ロスに「関心がある※1」町民の割合	86.1%	90%以上	町民意識調査 （一般町民調査）
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている町民の割合	64.5%	70%以上	

※１：「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の回答者。

３．具体的な取組

個人・家庭	○食事前後の挨拶等のマナーを学び、実践します。 ○「もったいない」という気持ちを忘れず、作り手に感謝して食べます。 ○普段食べている食品の生産について関心を持ち、生産者との交流機会等に参加します。 ○家庭や地域に伝わる昔ながらの食文化を、こどもたちに伝えます。 ○郷土料理や行事食等を家庭の食事に取り入れるなど、伝統的な食文化に触れる機会を持ちます。
保育園・幼稚園 学校 給食センター	○給食の時間を利用して、食事マナーや作り手への感謝の心に関する指導を行い、食べ残しが少なくなくなるように努めます。 ○給食だよりや行事を通して、保護者へ食事マナーや食文化に関する情報を提供します。 ○作物の栽培・収穫・調理等の体験を通して、食への感謝の心の育成を図ります。 ○生産者との交流を通して、食べ物の大切さや、生産者等への感謝の心の育成を図ります。 ○地域や関係団体等とも連携しながら、町の特産品や食文化に関する学習の機会を設けます。 ○毎月１日を「マナーの日」と位置づけ、給食だよりや食育だよりを活用し、食事マナーについて啓発します。
関係団体	○生産者は、イベントへの参加や活動の実施等により、積極的に消費者との交流の機会を持つように努めます。 ○町の特産品を積極的に PR し、町の食文化の普及を図ります。 ○各団体の活動の中で、かんぴょうを使った料理の提供機会を増やすなど、町民が伝統食に触れる機会の充実に努めます。

	取組内容	担当課
行政	○生産者とのふれあい給食を実施し、感謝の気持ちの育成を図ります。 ○栄養教諭等が計画的に学校を訪問し、食事のマナーや町の特産品、食文化の啓発に取り組みます。 ○各学校に「正しい食事のマナー」に関する指導資料を配布し、全教員が適切なマナー指導ができるよう、認識の共有を図ります。	教育総務課
	○親学習出前講座等により、箸の持ち方や食事のマナー等について、家庭に向けた啓発に取り組むとともに、幼稚園・保育園や小学校等との連携を図ります。	生涯学習課
	○郷土食を考える集い実行委員会と連携して、料理教室や試食会、レシピ配布等を行い、郷土料理の普及を図ります。	農政課

基本目標４　安全・安心な食の確保

【 食育の取組 】

（１）食の安全性や食品表示等の情報提供

（２）地産地消の推進

（３）安心感の向上に向けた食料管理

１．課題・方向性

食生活における安全・安心の確保に向けて、生産者や販売業者等から正しい情報が提供されることや、町民一人ひとりが安全な食を選択する力を身につけることが重要です。一方で、町民意識調査によると、食品表示に気をつけて食材を購入している町民の割合は、第３期計画策定時から減少しています。また、地産地消の実践割合及び、国消国産の認知度についても、低い状況がみられます。そのため、食品表示の見方や地産地消・国消国産の実践等について、イベントや広報紙等を通じた周知・啓発の強化に努めます。さらに、食物アレルギーへの対応や、災害に備えた食料管理も、食の安全性の向上につながる重要な要素であるため、食物アレルギー対応マニュアルに沿った対応や、食料備蓄の必要性の周知・啓発等に努めます。

２．数値目標

項目	現状値 令和６年度 （2024）	目標値 令和 12 年度 （2030）	出典 （現状値）
食品を購入する際に、食品表示に「気をつけている※1」町民の割合	74.6%	90%以上	町民意識調査 （一般町民調査）
地産地消について「言葉も意味も知っており、実践している」町民の割合	40.1%	50%以上	

※１：「気をつけている」「多少は気をつけている」の回答者。

３．具体的な取組

個人・家庭	○食の安全性に対して関心を持ち、食品購入の際には生産地・原材料・栄養成分等の食品表示に気をつけます。 ○地産地消に関心を持ち、調理の際は地場産食材を積極的に使用します。 ○直売所等に足を運び、生産者の顔が見える食品を購入することを意識します。 ○災害時等への備えとして、栄養バランスや食物アレルギーに配慮しつつ、非常食の準備等に取り組みます。
保育園・幼稚園 学校 給食センター	○衛生管理を徹底し、安全な給食を提供します。 ○食物アレルギー対応の手引きを基に、各家庭との連携を図りながら、児童・生徒の実態を把握し、個別に対応します。また、全職員が緊急時に適切に対応できるよう、施設内の体制を確立します。 ○給食の献立に地場産食材を積極的に取り入れます。
関係団体	○生産者や事業者間で、食のリスクに関する情報の共有に努めます。 ○食の安全性の確保に向け、事業者はトレーサビリティシステム※1の導入と活用に努めます。 ○食の安全性の確保に向け、農業者はGAP※2の実施に努めます。 ○地場産食材の生産から消費までのネットワークを形成し、地場産食材の普及に努めます。

	取組内容	担当課
行政	○直売所で販売する農産物の生産履歴の記帳や、放射性物質の測定のためのモニタリング検査を実施し、食の安全確保に努めます。 ○食育交流会の実施支援や農産物直売所の充実を図るなど、地産地消の取組を推進します。 ○地場産食材を使用した新商品の開発や販売を支援し、６次産業化の周知に努めます。	農政課
	○学校給食への地場産食材の利用を促進させ、地産地消や食の魅力の啓発に努めます。	教育総務課 農政課
	○乳幼児健康診査や離乳食教室等において、食物アレルギーについての知識を普及します。 ○「上三川町学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に沿った対応を行います。	子ども家庭課 教育総務課
	○災害に備え、平常時からの食糧備蓄の必要性や食物アレルギーを持つ方等、特別な配慮を必要とする方の対応等について、周知・啓発に努めます。	総務課 健康福祉課

※１：「トレーサビリティシステム」：各事業者が食品を取り扱った際の記録を作成・保存することで、食中毒等の健康に影響を与える事故等が発生した際に、食品の遡及・追跡をすることができる、「食品の移動を把握するため」の仕組み。

※２：「GAP（Good Agricultural Practices）」：「農業生産工程管理」のことです。農業生産の各工程の実施・記録・点検評価をすることで、農産物の安全性の向上、環境の保全、労働安全の確保、農場経営の改善や効率化につながる。

第５章　ライフステージに応じた推進体制

町民一人ひとりが生涯にわたって豊かな食生活を送るためには、ライフステージの段階に応じたテーマを明確にし、取組を展開していくことが重要です。そのため本計画においては、ライフステージを５段階に分け、それぞれが目指す食育のテーマと、その実現に向けた取組を示します。

乳幼児期（０歳～５歳）

１．テーマ：食生活の基本を身につける

乳幼児期は、身体の生理機能が大きく発達し、食習慣をはじめ生活習慣の基礎を築く時期となります。食への興味や関心を高め、食べることへの意欲を養うとともに、規則正しい生活リズムを身につけることが重要です。

２．基本目標ごとの取組

基本目標	主な取組
１．「食育の環（わ）」の拡大	○たくさんの食に触れて、食への関心を高めます。
２．適切な食習慣の構築	○年齢や成長に見合った食事を心がけます。 ○早寝・早起き・朝ごはんや、食前食後の手洗い・うがい・歯みがき等、健全な生活習慣を身につけます。
３．食を大切にする心の育成	○食事前後の挨拶や箸の持ち方等のマナーを身につけます。
４．安全・安心な食の確保	○地場産食材を取り入れた食事をとります。

学童期・思春期（６歳～17 歳）

１．テーマ：食育について学習・実践する

学童期・思春期は、心身に目覚ましい成長がみられる時期であるとともに、学校等で様々なことを学びながら、自分で判断する力を養う時期です。食に関する正しい知識を学び、自ら適切な食生活を送ることができるように取り組むことが重要です。

２．基本目標ごとの取組

基本目標	主な取組
１．「食育の環（わ）」の拡大	○食育について学校等で学んだことを家庭でも共有します。 ○食育のイベントや体験活動等に参加します。
２．適切な食習慣の構築	○栄養バランスについて学び、好き嫌いなく食べます。 ○毎日朝食を食べることを心がけます。
３．食を大切にする心の育成	○挨拶や箸の持ち方等の食事マナーを学び、実践します。 ○食べ物の大切さを学び、食べ残しの削減に取り組みます。
４．安全・安心な食の確保	○地域の特産品を学びます。 ○郷土料理や行事食等に触れ、様々な食文化を学びます。

青年期（18 歳～39 歳）

１．テーマ：食育への理解を深めるとともに規則正しい食生活を実践する

青年期は、進学や就職等によりライフスタイルに変化が生じ、社会的にも自立することで、一人ひとりが自己管理能力を高めていく必要のある時期です。乳幼児期や学齢期で学んだ食生活の基本への理解を深めるとともに、自分に合った望ましい食生活を自ら実践することが重要です。

２．基本目標ごとの取組

基本目標	主な取組
１．「食育の環（わ）」の拡大	○食に関わる団体やその取組に関心を持ち、活動等に参加します。
２．適切な食習慣の構築	○栄養バランスや１日３食等に留意し、適切な食習慣を実践します。 ○家族や友だち、地域の人々と楽しく食事をする時間をつくります。
３．食を大切にする心の育成	○食品ロスに関心を持ち、食料廃棄等の削減に向けて取り組みます。
４．安全・安心な食の確保	○食品表示を確認するなど、安全な食事の実践に努めます。 ○地産地消に関心を持ち、地場産食材を積極的に食卓へ取り入れます。

壮年期（40 歳～64 歳）

１．テーマ：身近な人とともに健康管理や食育に取り組む

壮年期は、社会的・家庭的な役割に変化が生じやすいことに加え、少しずつ低下し始める身体機能への理解・対応が必要となる時期です。地域や家庭内の身近な人と一緒に食育を実践していくとともに、自らの健康管理に取り組むことが重要です。

２．基本目標ごとの取組

基本目標	主な取組
１．「食育の環（わ）」の拡大	○家族や仲間も巻き込み、作物の栽培や収穫等の体験をする機会を持ちます。
２．適切な食習慣の構築	○定期的に健康診査を受け、自身の健康や食生活を見直します。 ○塩分や脂質等の摂取量に注意して、健康的な食生活を送ります。
３．食を大切にする心の育成	○食事マナー等について見直し、家庭で共有します。 ○町の食文化等を家庭にも取り入れます。
４．安全・安心な食の確保	○食品表示を確認するなど、安全な食事の実践に努めます。 ○地産地消に関心を持ち、地場産食材を積極的に食卓へ取り入れます。

高齢期（65 歳以上）

１．テーマ：食を通じた豊かな生活を送る

高年期は、加齢に伴う体力の低下や生活環境の変化から、健康問題が起きやすい時期です。そのため、健康状態に合わせた食生活を送るとともに、これまで培ってきた食に関する豊富な知識と経験を伝承するなど、心身ともに豊かな食生活を送ることが重要です。

２．基本目標ごとの取組

基本目標	主な取組
１．「食育の環（わ）」の拡大	○食に関わる地域活動等を次世代に継承していきます。
２．適切な食習慣の構築	○主食・主菜・副菜のそろった食事で低栄養を予防します。 ○いつまでもおいしい食事がとれるよう、歯の健康管理に努めます。
３．食を大切にする心の育成	○家庭の味や郷土料理、行事食等について伝承します。
４．安全・安心な食の確保	○食品表示を確認するなど、安全な食事の実践に努めます。 ○地産地消に関心を持ち、地場産食材を積極的に食卓へ取り入れます。

資料編

１　上三川町健康づくり推進協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上三川町健康づくり推進事業実施要綱１の規定に基づき、上三川町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　協議会は、次に掲げる事項に関して協議するとともに事業の推進にあたる。

（１）　総合的な保健計画の策定に関すること。

（２）　各種健康診査、健康相談、保健栄養指導、食生活改善等に資するための組織の育成及び健康教育、健康づくりのための諸方策に関すること。

（３）　その他健康づくりのために必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員 23 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

（１）　副町長

（２）　医師会代表

（３）　歯科医師会代表

（４）　女性団体連絡協議会代表

（５）　シニアクラブ代表

（６）　スポーツ推進審議会代表

（７）　食生活改善推進協議会代表

（８）　宇都宮農業協同組合上三川営農経済センター長

（９）　商工会代表

（10）　国保運営協議会代表

（11）　産業厚生常任委員長

（12）　生命の貯蓄体操普及会代表

（13）　青果物専門部会連絡協議会代表

（14）　JA みどり会上三川支部代表

（15）　消費者友の会代表

（16）　栃木河内農業振興事務所企画振興部代表

（17）　栃木県県南健康福祉センター所長

（18）　小・中学校長代表

（19）　教育委員会事務局教育総務課長

（20）　教育委員会事務局生涯学習課長

（21）　農政課長

（22）　公募による委員（２名以内）

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることを妨げない。
（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長１人、副会長２人を置き委員の互選により選任する。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。
２　会議の議長は、会長がこれにあたる。
３　会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
４　会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、昭和 55 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 11 年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 16 年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 18 年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 19 年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年１月 22 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　施行の日以前に委員の資格を有していた者の任期については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　上三川町健康づくり推進協議会委員名簿

任期：令和７（2025）年６月 12 日～令和９（2027）年３月 31 日

番号	氏名(敬称略)	代　表　区　分	備　　考
1	和田　裕二	副町長	
2	小口　渉	医師会代表	
3	佐藤　健也	歯科医師会代表	
4	海老原　敏江	女性団体連絡協議会代表	
5	首藤　眞史	シニアクラブ代表	
6	國枝　保法	スポーツ推進審議会代表	
7	鈴木　美恵子	食生活改善推進協議会代表	副会長
8	髙木　正利	宇都宮農業協同組合上三川営農経済センター長	
9	鶴見　秀昭	商工会代表	
10	篠塚　啓一	国民健康保険運営協議会代表	
11	志鳥　勝則	産業厚生常任委員長	会長 （～令和８年１月 21 日）
12	松本　信明	産業厚生常任委員長	会長 （令和８年１月 22 日～）
13	増山　弘子	生命の貯蓄体操普及会代表	副会長
14	海老原　俊一	青果物専門部会連絡協議会代表	
15	髙橋　はるみ	JA みどり会上三川支部代表	
16	北條　久男	消費者友の会代表	
17	松井　丈	栃木県河内農業振興事務所企画振興部代表	
18	大原　智子	栃木県南健康福祉センター所長	
19	山口　和彦	小・中学校長代表	
20	佐藤　史久	教育委員会事務局教育総務課長	
21	深谷　昇	教育委員会事務局生涯学習課長	
22	松本　勝彦	農政課長	
23	前原　敏子	公募による委員	
24	坂井　文夫	公募による委員	

敬称略

３　上三川町第４期食育推進計画策定部会設置要綱

（趣旨）

第１条　平成 31 年３月に策定した「上三川町第３期食育推進計画」を見直し、令和８年度から令和 12 年度までの５か年計画として「上三川町第４期食育推進計画（以下「計画」という。）」を策定するにあたり、関係機関が相互に連携を図り、円滑に進めるため、上三川町第４期食育推進計画策定部会（以下「部会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　部会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　計画策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究すること。

（２）　計画策定の原案作成に関すること。

（３）　その他計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第３条　部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

２　部会に部会長及び副部会長１人を置き、部会長に健康福祉課長、副部会長に健康福祉課長補佐をあてる。

（任期）

第４条　部会委員の任期は、令和８年３月 31 日までとする。

（会議）

第５条　部会は、部会長が招集し、議長となる。

２　議長は、必要があると認めたときは、部会委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（庶務）

第６条　部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月 28 日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月 31 日限り、その効力を失う。

４　上三川町第４期食育推進計画策定部会会員名簿

番号	氏名（敬称略）	代　表　区　分	備　考
1	海老原　昌幸	健康福祉課長	部会長
2	信夫　　美玲	健康福祉課長補佐	副部会長
3	赤坂　　麻鈴	栃木県河内農業振興事務所 企画振興部企画振興課振興担当	
4	小島　　礼枝	栃木県県南健康福祉センター 健康対策課栄養難病担当	
5	森田　　茂行	宇都宮農業協同組合 上三川営農経済センター営農課長	
6	鶴見　　裕美	大山保育園主任保育士	
7	鈴木　　勇紀	蓼沼保育園主任保育士	
8	武藤　　翔	ふざかしおひさま保育園長	
9	猪瀬　　広美	上三川幼児園主任保育士	
10	鈴木　　陽子	あけぼし保育園栄養士	
11	大屋　麻実香	上三川小学校栄養教諭	
12	吉澤　　美子	坂上小学校教諭（給食主任）	
13	吉田　恵美子	本郷中学校養護教諭	
14	川俣　美智江	子ども家庭課母子健康係長	
15	植木　美保子	教育総務課学校教育係長	
16	猪瀬　　智子	農政課農村振興係長	

5　策定経過

日　程	内　容
令和５年４月～令和６年３月	◆乳幼児保護者調査の実施 ・乳幼児健康診査対象者の保護者
令和６年８月 22 日	◆令和６年度第１回上三川町健康づくり推進協議会 ・町民意識調査票案について
令和６年 ９月 17 日～10 月 31 日	◆小中学生調査の実施 ・小学生：町内全７小学校の５年生及び６年生全数 ・中学生：町内全３中学校の各学年から２クラスを学校ごとに選定し、選定したクラスの全数
令和６年 10 月 23 日～11 月 30 日	◆一般町民調査の実施 ・19 歳以上の町民の各年代から、1,500 件を無作為抽出 ◆高校生相当調査 ・16～18 歳の町民から無作為抽出
令和６年 11 月１日～11 月 30 日	◆関係団体ヒアリング調査の実施 ・町内の保育園・幼稚園（９か所）、小学校（７か所）、中学校（３か所）、給食センターを対象とした、調査票の配布・回収による調査 ・食生活改善推進協議会、郷土食を考える集い実行委員会、宇都宮農業協同組合上三川営農経済センター、商工会、JA みどり会、４H クラブ協議会、栃木県女性農業士会、青果物専門部会連絡協議会、以上の８団体を対象とした、調査票の配布・回収による調査
令和７年３月 21 日	◆令和６年度第２回上三川町健康づくり推進協議会 ・上三川町第３期食育推進計画の令和６年度進捗状況と評価、町民意識調査の結果について
令和７年７月３日	◆第１回上三川町第４期食育推進計画策定部会 ・食育推進計画骨子案について
令和７年７月 24 日	◆令和７年度第１回上三川町健康づくり推進協議会 ・食育推進計画骨子案について
令和７年９月 22 日	◆第２回上三川町第４期食育推進計画策定部会 ・食育推進計画素案について
令和７年 10 月 17 日	◆令和７年度第２回上三川町健康づくり推進協議会 ・食育推進計画素案について
令和７年 12 月５日～ 令和８年１月５日	◆パブリック・コメントの実施 ・食育推進計画素案について
令和８年２月５日	◆令和７年度第３回上三川町健康づくり推進協議会 ・食育推進計画最終案の報告について
令和８年３月	◆上三川町第４期食育推進計画策定

上三川町第４期食育推進計画

令和８（2026）年度～令和 12（2030）年度

発行年月：令和８（2026）年３月
編集・発行：上三川町　健康福祉課
〒329-0696
栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
TEL：0285-56-9133
FAX：0285-56-6868
URL：https://www.town.kaminokawa.lg.jp

ORIGAMI のまち
かみのかわ